

令和2年(ワ)第500号 区分所有権等競売等請求事件

原告 セントレー大井川下泉管理組合管理者笠井高広

被告 亡村上昭相続財産

答 弁 書

令和4年4月13日

静岡地方裁判所民事第2部2係 御中

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-12-24 小峰ビル5階

浦和中央法律事務所(送達場所)

電 話 048-789-6745

FAX 048-789-6746

被告代表者相続財産管理人 弁護士 齋藤 元樹



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因1ないし3
すべて知らないし争う。

2 同4

訴状6頁目①の「平成23年11月27日に確定し」については否認し、その余は知らないし争う。

なお、訴状6頁目③の日本債権回収株式会社については、現在、相続財産管理人から同社に対し、被担保債務の有無及び金額等を問い合わせしているところである。

3 同5

「平成23年11月27日に確定した本件支払督促」については否認し、その余は知らないし争う。

4 同6

争う。

第3 関連事実について

不知。

第4 その他

- 1 第1回口頭弁論期日については、被告は差支えのため、答弁書を擬制陳述とされたくお願いします。
- 2 その後の期日については、被告は遠方のため、電話会議の方法を希望します。

以上